

公立大学法人滋賀県立大学教職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

多様化・高機能化が進むインターネットを利用した情報発信は重要性を増しており、公立大学法人滋賀県立大学（以下、「本法人」という。）においても、ステークホルダーとの良好な関係を構築する上で、拡散性・即時性・双方向性の高いソーシャルメディアを利用することは、有効な情報の発信と共有の手段となることが見込まれる。

そこで、公立大学法人滋賀県立大学ソーシャルメディアポリシー第2項の規定に基づき、本法人の教職員がソーシャルメディアを適切に利用し、その有用性を十分に活用できるよう、ソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を明らかにした「公立大学法人滋賀県立大学教職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」を定める。

1 ソーシャルメディアの定義

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Facebook、Instagram など）、ブログ、マイクロブログ（X など）、電子掲示板、画像や動画の共有サイト等に代表される、インターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいう。

2 ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、本法人の教職員が職務に関して、ソーシャルメディアを利用し情報を発信することについて適用する。

3 ソーシャルメディア利用にあたっての基本原則

- (1) 本法人の教職員がソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、本法人の教職員であることの自覚と責任を持たなければならない。
- (2) 関係法令および本法人の教職員のサービスや情報の取扱いに関する規定等を遵守しなければならない。
- (3) 他の利用者（本法人の教職員も含む）の人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意しなければならない。
- (4) 発信する情報は正確に記述するよう努め、その内容について誤解を招かぬよう留意しなければならない。一度ネットワーク上に公開された情報は完全に削除できないことを理解しておく必要がある。
- (5) メールアドレス等の個人情報の取り扱いには厳重にし、意図しない流出にも注意すること。
- (6) 意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければならない。また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論となることは避ける。
- (7) 次に掲げる情報は発信してはならない。
 - ① 相手が誰であろうとも、不敬な（相手を馬鹿にしたり、悪口など）言い方、発言を含む情報
 - ② 人種、思想、信条、居住、職業などで差別し、または差別を助長する情報
 - ③ 違法行為または違法行為を煽る情報
 - ④ 正否が確認できない情報（単なる噂や流説など）や、噂を助長する情報
 - ⑤ わいせつな内容やそれらを含むウェブサイトへのリンク
 - ⑥ 職務上知り得た秘密（一般的に知られていない／知らせてはいけない）の情報
 - ⑦ 本法人あるいは滋賀県と利害関係にある者または団体の秘密に関する情報

- ⑧本法人および他者の権利を侵害する情報を発信すること
- ⑨本法人のセキュリティを脅かす恐れのある情報
- ⑩その他公序良俗に反する一切の情報

4 トラブルへの対応

インターネット上のやりとりにおいては、誤解等によるトラブルの発生や一方的な意見が偏って寄せられることもあり、この場合の対応を誤ると一気に批判にさらされ、対応に多大な労力を要することになる。これらを防ぐため次の点に留意する。

(1) トラブルの発生防止

- ①他の利用者からの意見に対しては、冷静かつ誠実に対応する。
- ②誤りは直ちに認め、訂正しなければならない。
- ③他の利用者の投稿を引用することや第三者が管理または運用するページへのリンクの掲載は、当該投稿やページの内容を信頼性のあるものとして受け取られる可能性があるため、慎重に行う。

(2) 炎上状態になった場合

- ①反論や抗弁は控え、客観的に相手方の発言意図を考え丁寧な説明をするなど冷静に対応する。
- ②発信した情報に問題となった部分があれば速やかに修正し、必要に応じて謝罪を行う。
- ③対応に時間を要する場合は、無視しているなどの不要な誤解を招かないように、適宜状況を説明する。
- ④悪意ある発言があった場合は、敢えて対応しないことも含めて、特に冷静に判断する。
- ⑤本法人が公式に運用するアカウント（以下、「公式アカウント」という。）においてトラブルが発生した場合は、速やかに当該公式アカウントの運用担当者に報告する。

(3) 成りすましが発生した場合

自己のアカウントの成りすましが発生していることを発見した場合は、当該ソーシャルメディアの運営者に成りすましアカウントの削除依頼を行うとともに、公式アカウントおよび本法人公式ウェブサイト等により学内外に周知する。

(4) 事実と反する情報が発信された場合

事実と反する情報が発信されていることを発見した場合は、公式アカウントから正しい情報を発信するとともに、必要に応じて正確な情報が掲載されている情報媒体（本法人公式ウェブサイト等）へ誘導を行う。

5 その他の留意事項

ソーシャルメディアへの記事投稿、コメント返信等については、基本原則に反しなければ、内容を制限するものではないが、本法人の教職員としての自覚のもと、常に品位と節度ある内容を心がける。

また、本法人運営に関わる情報を発信する場合においては、自らは直接職務上関わらない内容であっても、読み手側では本法人の教職員の発言として受け取られるため、誤解されることがないよう特に正確な記述に努める。